

【談話】 子どもたちの成長と発達を保障する教育から、知事の求める「人材づくり」のための教育につくりかえようとする権力的な動きを許してはなりません

——教育に対する政治介入を制度化し、教育支配と時の政治権力に従順な教職員づくりをねらう「教育基本条例」「職員基本条例」の制定は許されない

2011年9月6日

全日本教職員組合（全教）

書記長 今谷 賢二

1. 橋下大阪府知事が代表をつとめる大阪維新の会によって、「教育基本条例」「職員基本条例」の制定をめざす動きが強められています。8月22日の記者発表では「概要」が示されたのみですが、マスコミ報道等を通じて徐々に明らかになっている「条例案」では、知事が定める教育目標をすべての出発点に位置付け、教育の中身を規制し、目標の遂行をめざす組織づくりとシステムからの逸脱を許さない徹底した管理・統制がその内容となっています。知事による教育目標の設定、教育委員会による指針づくり、校長・副校長などの公募、学校運営のための職務命令、子どもに対する懲戒の運用基準の制定など構想されているどの項目をとっても教育の民主的な発展とは無縁のものばかりです。父母・保護者・子どもたちとの信頼関係を基礎に、子どもたちの成長と発達を何よりも大切にする教育の営みを否定し、その基本原則を根本から転換させることをねらうものだといわなければなりません。
2. 私たちは、教育基本法の改悪を許さない国民的な大運動を通して、「教育においては子どもが一番、教育をどうするかは父母・国民が決めること」（全教第28回定期大会、2011.2.11-12）を確認してきました。子どもたちの健やかな成長と発達を願う圧倒的な国民が、この原則を確かめあってきたことを確信に、憲法と教育の条理にもとづく学校づくり、教育づくりのとりくみに力を注いできました。この努力は、東日本大震災の甚大な被害のもとでも、子どものいのちを守り、一日も早い教育活動の再開によって地域の希望をつくりだそうとした被災地の学校・教育関係者の貴重な歩みにつながっています。大阪維新の会による「条例」づくりの動きは、こうした全国の到達点を見ることなく、目の前の子どもの実態やその生活背景よりも、知事がめざす「人材としての子ども」がまず目標とされることを出発点に、「人材づくり」の手段として教育が位置付けられています。学校は、子どもたちの希望をはぐくみ、未来を語り合う場から、知事をつくった目標に向かって指示・命令のみによって動かされる場に変えられようとしています。ここには、子どもたちの今をみつめる教職員のあたたかい視線も、職種の違いを越えて子どもたちの幸せを願って展開される協力・協働の教育活動も、父母・保護者の生活のしんどさに共感しながらいっしょに子どもを育てようとする教職員などの懸命な努力も、何よりも自らを人生の主人公にしてけなげに生きる子どもたちの姿もありません。私たちは、教育の営みとその社会的意義を根本から踏みにじる「条例」づくりは断じて許しません。
3. 大阪維新の会による「条例」づくりの動きは、改悪教育基本法をはじめ、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律など現行の基本的な教育法制に言及しながら、そこに込められた歴史の教訓や制度的な位置付け、日本国憲法をはじめとする根本法規との関連などへの考慮はありません。現在の学校と教育を考える基本は、子どもたちの成長と発達を保障するという教育の本質的な営みを逸脱し、戦争遂行の手段としてのみ学校や教育が考えられた歴史の痛苦の教訓を再び繰り返さないことにあります。選挙で選ばれる首長、議会という政治勢力と一線を画した独立行政委員会としての教育委員会制度は、指導・助言を旨として展開される教育行政運営など、歴史の教訓に学ぶ制度として位置づいています。「条例」づくりの動きは、この歴史の教訓を省みることなく、

知事のめざす教育、ひいては知事の考える「人材づくり」を、「選挙で選ばれた」ことを唯一の根拠に、特定の政治勢力によって推進しようとしています。全教は、日本国憲法の基本精神に反し、教育の条理を逸脱するこうした教育システムをねらう「条例」づくりは断じて許しません。

4. 大阪での「条例」づくりの動きは、地方から改悪教育基本法の具体化をめざす動きです。同時に、規制緩和をすすめて福祉や教育を切り捨て、道州制など地方自治のしくみを根本から変えることをねらう「地域主権改革」推進による教育攻撃です。府議会の途中に予定される大阪市長選挙、場合によっては府知事選挙の「争点」にしながら、選挙結果を最大の根拠に強行突破が図られようとしています。全教は、全国からのたたかいを集中させ、子どもたちと学校、教育を守る広範な共同を広げ、「条例」づくりを許さないとりくみに全力を尽くす決意です。

以 上